

上尾市教育委員会 教育委員（氏名） 様

差出人住所・氏名

1. はじめに ーご返信の御礼ー

先日、私のほうから突然差し上げた書簡にもかかわらず、上尾市教育委員会教育長職務代理者および教育委員の皆さま全員（以下、「教育委員の皆さま」と略記いたします）からのご返信、ありがとうございます。その御礼も兼ねまして、私のほうからこの〈第二の書簡〉を送付させていただきます。今回は少々長目になりますが、上尾市の教育行政に深く関心を寄せる市民からの書簡としてお読みいただきたいと存じます。また、より深くご理解をしていただくために、拙ブログ〈[上尾オンブズマンの館](#)〉の関連記事を同封いたしましたので、そちらも併せてお読みいただければ幸いです。

なお、〈第二の書簡〉文中の色替え等および下線は、強調のために私が付したものです。

2. 教育委員の皆さまからのご返信の文言の整理と、それについての事実に関する検証

教育委員の皆さまからのご返信の文言を、次のように整理をいたしました。

文言は5人の皆さまともほぼ同じものでしたが、共通しているのは、

① 「様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う合議制としての教育委員会」

（「の」は国語的に考えての私の加筆です）

および

② 「教育委員会委員としての意見につきましては、その議事の中で示してまいりたい」

という二つの文言です。

そこで、これらの文言について、法令や関連する文科省サイト、教育委員会の会議録など公表されている事実に基づき、私なりに検証いたしました。

2-【1】 ご返信の文言の根拠法令は何でしょうか。あるいはどこから引用(参照)したものでしょうか。

上記①の「様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う合議制としての教育委員会」という文言は、地教行法や同法施行令からではなく、文科省〈[教育委員会制度について](#)〉

https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm の

[**教育委員会制度の特性**]〈②合議制〉にある、次の文言の引用（参照）と思われます。

「多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。」

下線部が教育委員の皆さまからのご返信の文言と全く同一であることから、文科省サイトの[**教育委員会制度の特性**]から文言を引き写したものであることは間違いないようです。

そうであれば、文科省がHPで説明している[**教育委員会制度の特性**]の記述のすぐ後に続く、**〈③住民による意思決定（レイマンコントロール）〉**に目が行かないはずはありません。

そこには、次のような記述があります。

「住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆる**レイマンコントロールの仕組み**により、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。」

すなわち、〈住民による意思決定（レイマンコントロール）〉の仕組みにより、「教育委員である住民が」「専門的な行政官である事務局を **check** する」ことが[教育委員会制度の特性]のひとつとして挙げられており、それにより、「広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現」することが可能となる、と文科省は説明しているのです。

ですから、私の最初の書簡の（質問その1）にあった「レイマンコントロール」については、教育委員の皆さまは、「文科省の見解と同様」とひと言書けば済んだところを、あえて書かなかった（あるいは、書けなかった）のであろうと考えるのが極めて自然な解釈です。

たとえ教育委員の皆さまが、〈**全員一致**〉で「**レイマンコントロールについては文科省の見解と同様**」と書いたとしても、皆さまが気にされておられる「**個人としての意見を個別に行う**」などということにはならないと私は考えます。なぜならば、すぐ上の文科省の文言〈②合議制〉を引用（**ほぼ丸写し**）しているのですから、続くレイマンコントロールについての説明文をそのまま書いたとしても十分整合性はあるわけです。

その一方で、別の解釈をすれば、「**レイマンコントロールに関しての文科省の説明の中に、あまり触れたくない文言が含まれていた**ので、**書けなかった**」とも考えられます。

それは、文科省によるレイマンコントロールの考えを推し進めると、実際に「（上尾市教育委員としての）住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督（つまり、**check** 機能）」を果たしているのか、あるいは「**専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現**」しているのか、という**極めて本質的な教育委員の資質の問題**に発展する可能性があるもので、今までの上尾市教育委員会の実態からして「**書こうにも書けなかった**」とも言えます。

なお、言うまでもありませんが、教委事務局への **check** だけでなく、教育長の行状等に対する **check** も教育委員の皆さまの責務であることは自明です。

2-【2】 〈合議体の教育委員会〉として、〈事務局への **check** 機能〉を果たしているでしょうか。

前記【1】のように議論が発展すれば、必然的に文科省が説明している〈**事務局への **check** 機能を（教育委員としての住民が）果たしているか**〉ということについて検証する必要があります。なお、この場合、〈事務局〉には、教育長も含まれるのは当然です。

私の最初の書簡の（質問その1）の中には、池野教育長に対する住民監査請求に関する質問がありました。この住民監査請求（＝上尾市職員措置請求）は2019年2月と2020年の4月に出されたものですが、両方とも上尾市監査委員事務局のHPに経緯等が記載されていることを、教育委員の皆さまはご存じでしょうか。

2019年2月の住民監査請求とそれに関連する証拠書類の開示の結果、就任時からずっと、池野教育長の動静については、自らが勤務しない時は市教委事務局で共有する予定表に「**お休み**」

とだけ記載されていたことが露見しました（この事務処理をしていたのは教育総務課職員ですが、直接の担当者以外の周りの職員も「誰も何も言わない」という状況が続いていました）。

私の知る限り、学校に勤務する教職員については、「お休み」などというサービスの扱いはあり得ません。勤務をせずに休む場合は、「年次有給休暇（年休）」や「特別休暇」あるいは「職専免」など、条例に基づき、その手続きをしています。しかし、池野教育長はそうではありませんでした。このときの住民監査での監査委員の「意見」は次のとおりです。

本件監査の結論としては、上記のとおりであるが、監査を実施する過程において、教育長の勤務状況や出張の復命について、**関係職員の説明をそのまま肯定することができるような直接の証拠は乏しいものがあり、市民の目線に立てば、教育長が職務に従事していないとの印象を与えたものと思われる。**また、**教育行政の責任者として、サービス規律の厳正な確保を指導する教育長のサービスに係る記録の管理が不適切であったことは、大変遺憾である。**

教育委員会事務局は、請求人からの行政文書公開請求等により改善の機会を得ていたにもかかわらず、事実確認や見直しを怠ったことが原因となり、今回の住民監査請求につながったと考えられ、**市民にこのような疑念を生じさせないためにも適宜改善し、適切な管理に努めるべきであった**と考える。

については、教育長のサービスに係る記録について検証するとともに、今後の管理体制の構築と適切な運用を図るべく措置を講じることを強く求める。

お分かりでしょうか。教育委員の皆さまの中には、初めてこの監査委員の「意見」を目にした方もいらっしゃると思います（市民がどのような住民監査請求を起こしているのか知るためにも、時折は監査委員事務局のHPにも目を通されることをお勧めいたします）。

年次有給休暇でも特別休暇でも職専免でもなく、ただの「お休み」という表記が市教委内部で共有されることが常態化していたこと、その一方で、池野教育長名で「**サービス規律の厳正を**」などという文書を市内教職員に発出していた（就任以来実に438種類の同様の文書を発出＝情報公開請求で露見）ことなどが、住民監査請求により白日の下に晒されたのです。

そうしたことが長年まかり通っていたばかりか、監査委員の意見でも指摘されているとおり、遠方へ出向いた際の「出張報告（＝復命書）」が全く出されていなかったことなど、言ってみれば「**データメサービス**」の状態であったことはお分かりいただけだと思います。

私が起こした住民監査請求によって、監査委員による「意見」を引き出し、その結果、上述の件が少しは改善の方向に向かったという事実があります。その証拠のひとつとして、2020年5月22日に実施された、2回目の住民監査請求の際の監査委員による池田教育総務課長に対しての事情聴取の様子が公開されました。以下はその一部を転記したものです。

監査委員	前回の住民監査請求を受けて、教育総務課の改善点は。
教育総務課長	年次休暇や振替などのシステム管理。復命書の作成及び情報共有、教育委員会への報告の徹底を図った。

いかがでしょうか。教育委員の皆さまの中には、「あの話がそうだったのか」と、昨年（2019年）3月と4月の定例教育委員会を思い出した方もいらっしゃるかもしれません。

2019年3月には、教育長の服務関係についての条例・規則改正がおこなわれ、これも教育委員の皆さまにより、<全員一致>で採択されています。また、同年4月の報告事項の中に、2018年5月に実施された関東・全国都市教育長会議の<報告>がされています。これについては教育委員の皆さまから特に質問も出されることはありませんでした。おそらく、「何のことを言っているのかわからない」し、その時は全く疑問にも思わなかったのではないのでしょうか。

2019年5月の定例教育委員会の数日後、別の件の情報公開請求に対する通知の手交で生涯学習課長と面談した際、「約1年も前の出張の報告がされたことをどう思いますか」と尋ねると、「何で今頃報告するのだろう、と思った」と率直な感想を述べておられました。

このような事実をお話したので、教育委員の皆さまにはご理解いただけるとは思いますが、こうした教育長の「データメ服務」とそれを黙認（というよりも助長）した教委事務局に対して check するのは、一市民の役割ではありません。本来は教育委員の皆さまの責務であるはずです。

2-【3】教育委員の皆さまの意見は議事の中で示されているでしょうか。

次に、上述の②「教育委員会委員としての意見につきましては、その議事の中で示してまいります」と教育委員の皆さまがおっしゃったことについて、事実を示した上で検証いたします。

これについては、教育委員の皆さまが引用した文科省の文言、すなわち「中立的な意思決定を行う合議制としての教育委員会」ということと同時に、上尾市教委のHPで次のように謳われていることも視野に入れなければなりません。

地方公共団体が処理する教育関係の事務については、その政治的中立を維持することが強く要請され、また行政の安定性、継続性も求められていることから、すべての都道府県、市区町村などに合議体の執行機関として教育委員会が置かれることとされています。

上尾市教育委員会は教育長と5人の委員により組織され、教育、学術および文化に関する事項について大所高所からその基本的な方針などを決定します。

ここに述べられているとおり、教育委員会事務局（教育長を含む）が政治的中立を維持することが強く要請されていることは自明です。ですから、教育長・学校教育部長・教育総務部長がそろって市議会の特定会派との「夜の懇親会＝酒席」に参加するなどということは、「政治的中立」からは著しく逸脱した行状と言わざるを得ません。

以下、そうした実態を含む議案が定例教育委員会の席上で取り上げられたにもかかわらず、教育委員の皆さまが何らの質問も意見も表明しなかったことについて検証いたします。

最初に教育委員の皆さまに想起していただきたいのは、2019年9月の教育委員会定例会です。当該「9月定例会」は「個人情報を含む案件」ということで、「非公開」の会議となりました。教育長はこう発言しています。

（池野和己教育長） 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございますが、審議の前にお諮りいたします。本日提出されております「議案第49号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」でございますが、個人情報を含む案件でありますので、非公開として取り扱いたいと

存じますが、ご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

2019年9月定例会で提案された「議案第49号」とは、「行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」でしたが、教育長の前記発言には、大変不可解な点があります。それは、非公開の理由として「**個人情報を含む案件**」を挙げている点です。

すなわち、「個人情報を含む」とは、審査請求人である私の住所・氏名が「裁決書」に記載されているから、会議を非公開とする、というわけです。しかしながら、それについては、後日市教委のHPに議案資料として記載された表示の仕方と同じように、住所・氏名を隠した上で、議案の審議をすればよい話です。

裁決書
 上尾市 (住所) * * * * *
 審査請求人 * * * *
 処分庁 上尾市教育委員会

もともと、審査請求の「要件審査」は何の瑕疵も無く通っているのですから、議案資料で個人名を伏せた上で、この議案を審議する会議を「公開」とすることに、何の不都合があるのでしょうか。この点については、ぜひ教育委員の皆さまのご見解を示していただきたいと考えています。

しかも、他の時期に開催された教育委員会会議の同じ議題（審査請求事案の裁決）の扱いを見ると、会議の公開・非公開の理由について、2017（H29）3月の時は「**委員の率直な意見の交換を行った上で、適正かつ公正な採択をおこなう必要があるため**」であったものが、2018（H30）年1月から現在のような「**個人情報を含む案件**」により非公開とされてきた経緯があります。

ところで、教育委員会の会議は、地教行法第14条で次のように定められています。

（地教行法第14条）
 7 教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
 8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

この定めにより、非公開会議の発議がされた際は「**討論を行わない**」でその可否を決するとされています。この場合の「**討論**」とは、「**採決の前に賛否の意思表示をする**」ということであり、「**念のため非公開理由とする根拠が以前とは異なることについて確認をする**」ことは当然許されると考えられます。しかしながら、当該定例会の会議録を見ても、教育委員の皆さまによるそうした確認の痕跡は見受けられません。

さて、上述のとおり2019年9月の定例会において「非公開」とされた「議案第49号」の提案と裁決の様子は以下のとおりです（市教委HPから該当部分を転記しました）。

○議案第49号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について
 （小宮山克巳生涯学習課長）「議案第49号行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」でございます。（略）

(池野和己教育長) 議案第49号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己教育長) 無いようですので、これより採決いたします。「議案第49号行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己教育長) 異議がないものと認め、原案どおり可決いたしました。

上記で(略)とした箇所には、次の文言も含まれます。

審査請求人から平成30年8月14日に、「上尾市教育長は距離的にどの範囲まで公用車を使用するのか(あるいは公用車使用が可能なのか)が判別できる文書、資料等」(この後は、「本件対象文書1」とします。)及び「**新政クラブの議員との酒席に出席するという行為が、中立性が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書、資料等**」(この後は「本件対象文書2」とします。)の行政文書の公開請求がされました。

つまり、この議案は、情報公開請求についての実施機関(教育委員会)による処分に対しての審査請求(審査請求人は私です)に関し、審査会が妥当としたことの裁決であったことは、教育委員の皆さまも覚えておられることと思います。

問題は「**中立性が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場にありながら、新政クラブ(当時)の議員との酒席に出席するという行為**」を池野教育長(学校教育部長や教育総務部長も同席)がそれまで何度かおこなっていたという点にあります。

こうした教育長の行状について、教育委員の皆さまから「教育長が市議会特定会派の議員との酒席に出ることが常態化しているのは、どうなのか」といった質問なり意見は、会議録では上記枠内のとおり「**～委員全員から「なし」の声～**」とあるように、全く認められません。

教育委員の皆さまは「**教育委員会委員としての意見につきましては、その議事の中で示してまいりたい**」とおっしゃっていますが、少なくともこの時の議案審議に関しては、皆さまの役割は、**<全員一致で「なし」の声を挙げること>**であったと理解せざるを得ません。

なお、このことについては、同封の**拙ブログ記事 No.35**をご参照ください。私が審査請求に至るまでの事実経過が時系列で示してあります。

ところで、教育委員会の会議にかけられた議案は、少なくとも過去20年の長きにわたって、現在の教育委員の皆さまを含め、全て**<全員一致>**で採択されているという事実があります(情報公開請求で確認済みであり、実際には20年以上かもしれないとの説明も受けました)。つまり、上尾市では「**議決を例外なく全員一致で決める教育委員会**」と言える状況なのです。そのことと、前記で引用した市教委のHPに謳われている次の説明文、すなわち

上尾市教育委員会は教育長と5人の委員により組織され、教育、学術および文化に関する事項について**大所高所から**その基本的な方針などを決定します。

この文言との整合性、つまり「**大所高所から決定する**」場合、普通に考えれば、**時には意見の一致を見ないまま採決することもあるかと思いますが**、実際にはそうはなっていないという事実をどう解釈すればよいのかについて、ぜひ教育委員の皆さまからのご意見を伺わせていただきたいと思いますと考えております。

さて、もうひとつ例を挙げて、「教育委員の皆さまの意見は議事の中で示されているでしょうか」ということについて検証いたします。

ここでは、公開された直近の会議録である「**2020年5月定例会会議録**」に記述されている教育委員の皆さまの発言に着目いたします。注目に値するのは、内田みどり委員と中野住衣委員が「**委嘱研究発表**」について言及されている点です。内田委員は「(保護者の立場からすれば)**感染症が流行する時期に他校の教員が集まって発表することについて、その開催の必要性について疑問に思う**」、また、中野委員は「**研究委嘱発表を例年と同様に行うことは学校にとっても負担が大きいと感じています**」とそれぞれ発言なさっています。

このことについては、指導課の提案自体、「**研究委嘱発表に固執するのが、いかに無謀であり、理解を得ないものであるのか**」ということの証左でもある、と私は考えています。

しかしながら、お二人の発言は、「**大所高所から、研究委嘱そのもののあり方を問う**」という**本質的な問題提起**をするものにはなっておらず、「**コロナ禍にあって、例年と同じ研究委嘱発表はいかなるものか**」という発想に留まっているのは極めて残念です。

この議論を発展させるために、続いて質問された大塚委員の発言を引用いたします。

大塚委員は、「**行政文書の公開状況の資料 (略) 請求内容の欄に上平小の時間外勤務が80時間を超えているという記載がありますが、このような職員の時間外勤務時間数は公開する情報なのか伺います**」と質問されています。

この発言について、私は少なからず驚かされました。もともとこの情報公開請求の内容は、次のとおりです(下線部には、校長以外に教育長、教育長職務代理人、教育委員、学校教育部長、指導課長が入り、それぞれの職について情報公開請求がされています)。

「**上平小職員の時間外勤務は、「過労死ライン」とされる「月80時間」を、8月を除き毎月超えています。仮にこの職員が今年度内に「過労死」した場合、上平小の校長にはどのような責任が生じるのか。また、校長本人は教員の過労死の予防のためにどのような方策を持ち、どのような見解をもっているのか**」⇒「**文書不存在**」のため非公開処分とされました。

ここで問題にすべきなのは、ひとつは「上平小では時間外勤務が常態化しているが、その原因は何か」ということであり、もうひとつは「職員が過労死した場合の責任の所在と、どのような予防策が講じられているか」ということなのです。

すなわち、教育委員として、上述の〈レイマンコントロール〉を意識しているのであれば、「**なぜこのように上平小では時間外勤務が多いのですか**」という質問がされてしかるべきである、と私は考えます。それを、あたかも「**職員の時間外勤務については公開すべきなのか(=公開する必要は無いのではないか)**」というニュアンスを含んだ質問は、申し訳ありませんが、この件での情報公開請求の本質的問題から外れた質問であったと言わざるを得ません。

次に示す「委嘱研究を巡る学校の実態」を踏まえれば、さきほど引用した内田委員と中野委員の質問と、上平小で時間外勤務が常態化しているという議論がかみあってきます。

教育委員の皆さまはご存じだと思いますが、上平小は、昨年度まで2年間、外国語（英語）の委嘱研究を受け、2019.11.28が「本発表」でした。その「本発表」の前月（2019年10月）に、上平小のある職員は、**何と1か月に141時間38分**という時間外勤務をしていたことが、情報公開請求により明らかになったのです。まさに**過労死寸前の勤務**です。

この事実関係は、**委嘱研究の弊害**ということで、2019年12月の上尾市議会一般質問でも取り上げられました（同封の**拙ブログ記事 No.42 と No.47**をご参照ください）。

このような事実関係を把握し、「問題の所在がどこにあるか」を認識すれば、教育委員の皆さまが定例教育委員会等で発言する際に、「教育長や事務局への check については機能しているだろうか」あるいは「広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現するための発言となっているだろうか」と考えることが重要であるということをご理解いただけるものと思います。

3. おわりに ―〈第二の書簡〉の中の質問への答と、ご意見に期待しております―

今回の〈第二の書簡〉では、教育委員会会議録から、三人の方の発言を引用いたしました。「教育委員会委員としての意見につきましては、その議事の中で示してまいりたい」とおっしゃるのであれば、本来の意味で「**大所高所から**」の発言をしていただきたいと思います。

残念ながら、会議録を見ると、圧倒的に多いのは「異議なし」という意思表示であり、教育委員の皆さまには、もっと本質的な議論を展開していただきたいと思います。

周知のとおり、現在コロナ禍ということもあり、学校現場では様々な影響が出てきています。こういうときだからこそ、本質的な議論、例えば、

- 「委嘱研究は本当に3年サイクルで実施する必要はあるのか。希望制ではどうか」
- 「指導主事の定数は決まっていない。現在配置されている指導主事の人数が本当に必要なのか」
- 「中学生の制服は必要なのか」
- 「中学校の修学旅行は京都方面でなくてはならないのか」
- 「学校のトイレの清掃と消毒は児童・生徒や教職員が担うのが良いのか」
- 「清掃を黙働として位置付けるのはどうなのか」 などや、
- 「教育行政のあり方について市民の声を実際に聴く必要があるのではないか」 etc...

こうした問題についてこそ、ぜひ議論を深めていただきたいと思います。

最初の書簡での（質問その2）で、「再開後の学校は夏休みの大幅短縮や土曜授業をおこなっているが、このような重要な決定に際し、なぜ教育委員の皆さまからの発議で臨時教育委員会を開催しなかったのか」ということをお尋ねしました。

しかしながら、縷々申し上げたとおり、教育委員会の会議で提案された全ての議案に対して〈**全員一致**〉の議決が少なくとも20年以上常態化しているという事実を踏まえれば、たとえ重要な事案だとは言え、教育委員の皆さまから臨時の教育委員会開催について発議されることは無いだろうと考えられます。

願わくば、この〈第二の書簡〉で私が述べたことを理解していただき、今回をひとつの契機として、今後の教育委員（会）のあり方についてお考えいただければ幸いです。
長文をお読みいただき、ありがとうございました。

なお、質問に対するご回答やご意見、この〈第二の書簡〉に対する反論等をお待ちしております。今回のご返信にはぜひ同封の封筒を使っていただき、私に宛てご返送ください。
メールでのご返信でもかまいません。

差出人住所・氏名

電話番号・メールアドレス

ブログ〈上尾オンブズマンの館 ー市民的視座から上尾市政&教育行政を考えようー〉

<https://ageombuds.com>